

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3156号)

<目次>

1	諮問書		1
2	概要		2
3	改正案		11

(公印・契印省略)

諮 問 第 3 1 5 6 号
令和 4 年 11 月 25 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づき、音声伝送携帯電話番号の指定条件を緩和するため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第2号及び第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について —音声伝送携帯電話番号の指定条件緩和—

令和4年11月25日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部

- 現在、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)においては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者をMNO※¹のみに限定している。
- MVNO※²による多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」における方向性を踏まえ、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう制度改正を行う。

制度の現状

■総務大臣

電気通信番号計画 (番号の使用条件等)

標準電気通信番号使用計画

MNO等が該当

指定

認定

認定

みなし認定

■事業者

番号の指定を受ける事業者

番号

電気通信
番号使用計画

番号の卸提供

番号の指定を受けない事業者

電気通信番号使用計画

番号の使用形態が卸元と異なる

(標準電気通信番号使用計画と同一の)
電気通信番号使用計画

番号の使用形態が卸元と同じ

再販事業者(MVNO)等が該当

■利用者

利用者

利用者

利用者

※1 MNO (**M**obile **N**etwork **O**perator)
無線局を自ら開設・運用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者

※2 MVNO(**M**obile **V**irtual **N**etwork **O**perator)
自ら無線局を開設・運用せず、MNOの提供する移動通信サービスを利用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者

電気通信番号の種別		電気通信番号の構成	代表的な使用事例・用途等
利用者設備識別番号	固定電話番号	0 <u>A B C D E</u> F G H J	—
	付加的役務電話番号	0 <u>A B</u> 0 <u>D E F</u> G H J (K) (ABは12,17,18,57,80(Kあり),99。)	0120 (着信課金) 0570 (統一番号)
	データ伝送携帯電話番号	0 2 0 0 <u>D E F G H</u> J K L M N 0 2 0 <u>C D E</u> F G H J K (Cは0,4を除く。)	—
	音声伝送携帯電話番号	0 7 0 <u>C D E</u> F G H J K 0 8 0 <u>C D E</u> F G H J K 0 9 0 <u>C D E</u> F G H J K (Cは0を除く。)	—
	特定 I P 電話番号	0 5 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0を除く。)	—
	I M S I	4 4 0 <u>D E</u> …(15桁) 4 4 1 <u>D E F</u> …(15桁)	International Mobile Subscriber Identity 電気通信回線設備に接続された端末設備を識別するための番号であり、加入者識別に使用される。
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号	0 0 <u>X Y</u> / 0 0 2 <u>Y Z</u> (Xは0,2,9を除く。)	電気通信事業者の電気通信設備を識別するための番号であり、中継ルーティングに使用される。
		0 0 9 1 <u>X Y</u>	
	付加的役務識別番号	1 <u>X Y</u> (3桁以上)	117 (時報) 177 (天気予報)
	緊急通報番号	1 1 0 / 1 1 8 / 1 1 9	警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に使用される。
	プレフィックス	0 / 0 1 0	0 (国内) 010 (国際)

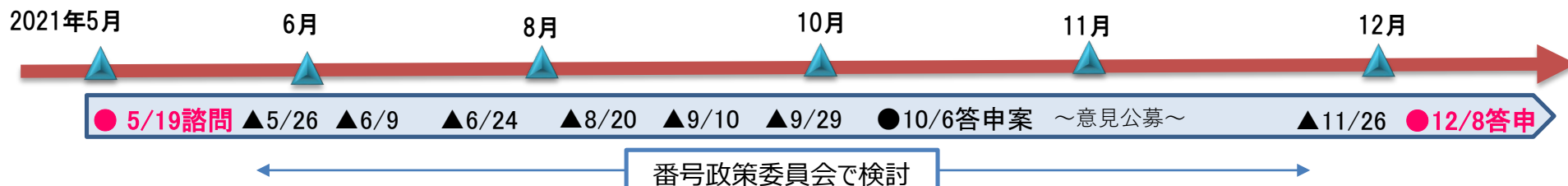
< 諮問名 >

デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方

< 検討課題 >

- **音声伝送携帯電話番号 (090/080/070※)の指定の在り方等の検討** ※現在MNOのみに指定
 - ・MVNO等への番号指定の可否の検討
 - ・MVNO等への番号指定の条件の検討
 - ・上記に関連した検討 (MVNO等への番号の指定単位、音声伝送携帯電話番号の060番号への拡大、020番号の指定の条件等)
- **固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討 (H30情通審答申のフォローアップ)**
 - ・電話転送サービスを巡る現状と今後の動向の整理
 - ・電話転送サービスの番号使用条件の見直し・明確化等の検討
 - ・不適正な利用実態等を踏まえた今後の電気通信番号制度の在り方

< スケジュール >



< 参考 電気通信番号政策委員会での審議状況 >

- ・審議開始 5/26
- ・関係者ヒアリング① 6/9 MVNO委員会、日本通信、CATV連盟、HISモバイル、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTT東西
- ・関係者ヒアリング② 6/24 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、まほろば工房、三通テレコム、マイクロソフト
- ・論点整理① 8/20 音声伝送携帯電話番号 (090/080/070)の指定の在り方等の検討
- ・論点整理② 9/10 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討
- ・報告書案 9/29
- ・意見公募結果の反映 11/26

- MVNOへの電気通信番号の指定条件は、MNOに課せられている条件と原則同等とする。
 - ✓ 緊急通報については、MNO等のネットワークを介した提供も認める。
 - ✓ 「携帯電話の基地局の免許等を受けていること」の条件の代替として、ホストMNOとの連携を求めるとともに、音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置及びIMSI(国際移動体加入者識別番号)の指定を受けることを新たに求める。
 - ✓ 電気通信事業法の技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。

＜音声伝送携帯番号に係る番号指定事業者の使用条件における改正事項＞

現行の条件		改正の有無	主なポイント
緊急通報	利用者が緊急通報を行うことが可能であること。	無	・提供エリアの全部又は一部において、ホストMNO/MVNO間での協議を通じホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認める。
番号ポータビリティ	事業者相互間で番号ポータビリティが可能であること。	無	－
携帯電話の基地局免許	携帯電話又はPHSの基地局の免許等を受けていること。	有	・条件を「携帯電話若しくはPHSの基地局の免許等を受けていること又はホストMNOと連携し、役務提供できること」に改める。 ・音声呼の制御に必要な設備（IMS又はこれに相当する設備）の設置を新たな条件として求める。 ・加入者情報の管理・認証に必要な設備（HLR/HSS又はこれに相当する設備）を設置するとともに、IMSI（国際移動体加入者識別番号）の指定を受けることを新たな条件として求める。
技術基準への適合性	事業の用に供する電気通信設備が電気通信事業法上の技術基準の適用を受けるものであるとともに、当該技術基準への適合性を確認していること。	有	・電気通信事業法上の技術基準の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提として、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求める。
他事業者との接続	網間信号接続を行うこと。	無	－

＜その他の改正事項＞

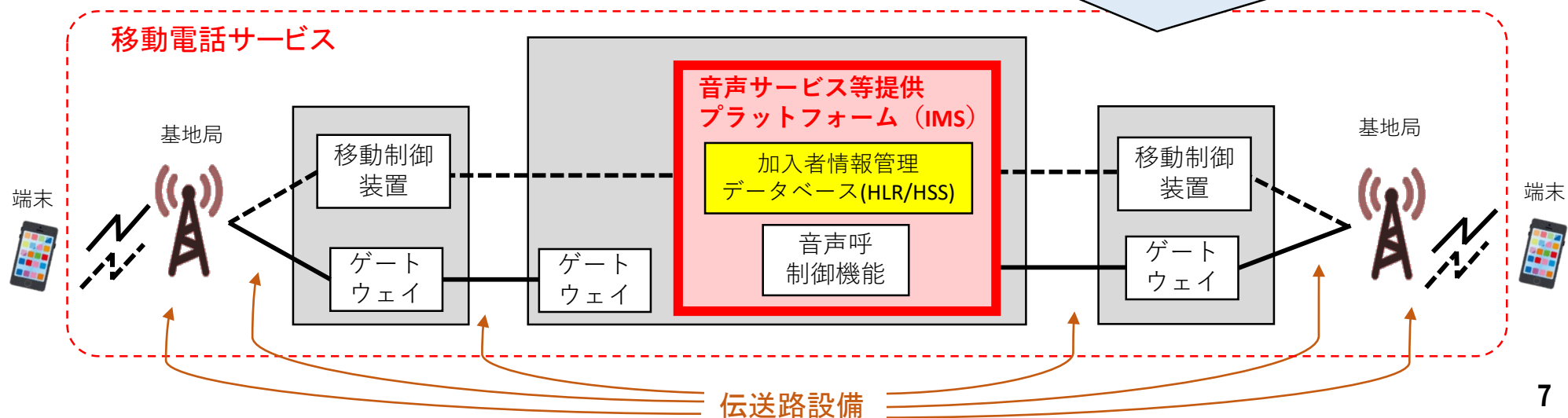
- ・ MVNOに対しての指定を想定し、音声伝送携帯電話番号の指定単位を現在の10万単位に加え1万単位でも可能とする。
- ・ データ伝送携帯番号の指定の条件に関し、「基地局の免許等を受けていること」の代替として「音声伝送携帯電話番号の指定を受けていること」を追加する。

IMS(IP Multimedia Subsystem): VoIPによる電話、音声、映像の送受信を含むマルチメディアサービスの提供基盤
HLR/HSS(Home Location Register / Home Subscriber Server): 携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といった顧客情報を管理するデータベース

- 電気通信事業法では、利用者と利用者との間をつなぐ伝送路設備(携帯電話網の無線区間を構成する設備を含む。)を電気通信役務の確実かつ安定的な提供のために重要視すべき設備と捉え、伝送路設備を含む電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)を設置する電気通信事業者(回線設置事業者)に対し、電気通信事業の用に供する電気通信設備について技術基準への適合維持義務を課している。
- 回線設置事業者に対し、技術基準として損壊・故障対策や他者設備の損傷防止等を求めることで、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保が図られている。
- MNOは回線設置事業者に該当するため技術基準が適用されるが、MVNOは基本的には回線設置事業者には該当しないことから技術基準が適用されない。

技術基準の適用対象イメージ(携帯電話サービスの場合)

電気通信回線設備(伝送路設備+伝送路設備と一体として設置される設備)の設置者に技術基準が課せられる。



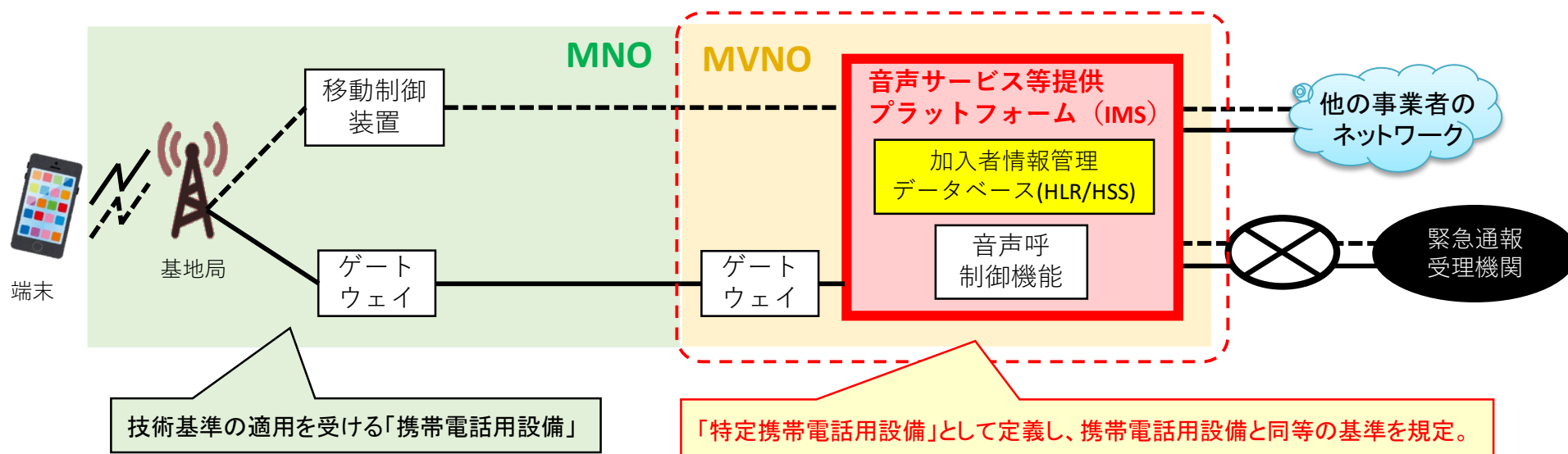
「電気通信事業法施行規則」改正の主なポイント

- 技術基準(事業用電気通信設備規則)の適用を受ける条件として定められている「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」について、「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を追加。【施行規則第27条の2の2】

「事業用電気通信設備規則」改正の主なポイント

- 音声伝送番号の指定を受けるMVNOの電気通信回線設備以外の設備を「特定携帯電話用設備」として定義【設備規則第3条第7号の2】し、携帯電話用設備と同等の基準を規定。

MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受ける場合のネットワーク構成イメージ



- 総務省では、情報通信ネットワーク全体から見た対策項目について網羅的に整理・検討を行い、ハードウェア及びソフトウェアに備えるべき機能やシステムの維持・運用に係る留意点等を総合的に取り入れた安全・信頼性に関する推奨基準(ガイドライン)として、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(以下「安全・信頼性基準」という。)を策定。
- 現在は、自ら設置する電気通信回線設備の有無等によって、それぞれ異なる推奨基準を設けているため、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOとMNOとの間で原則として同等の推奨基準が示されるように、安全・信頼性基準の規定項目を改正。

1.設備等基準 … 情報通信ネットワークを構成する設備及び情報通信ネットワークを構成する設備を設置する環境の基準(65項目171対策)

第1. 設備基準 47項目121対策	1.一般基準(15項目67対策)	2.屋外設備(17項目22対策)	3.屋内設備(8項目13対策)	4.電源設備(7項目19対策)
第2. 環境基準 18項目50対策	1.センターの建築(4項目13対策)	2.通信機器室等(6項目22対策)	3.空気調和設備(8項目15対策)	

2.管理基準 … 情報通信ネットワークの設計、施工、維持及び運用の管理の基準(43項目178対策)

第1. 方針 9項目9対策	1.全体的・部門横断的な設備管理(3項目3対策)	2.関係法令等の遵守(1項目1対策)	3.設備の設計・管理(2項目2対策)	4.情報セキュリティ管理(3項目3対策)
第2. 体制 18項目46対策	1.情報通信ネットワークの管理体制(2項目8対策)	2.各段階における体制(16項目38対策)		
第3. 方法 16項目123対策	1.平常時の取組(13項目100対策)	2.事故発生時の取組(2項目17対策)	3.事故収束後の取組(1項目6対策)	

該当項目

- (1)ソフトウェアの信頼性
(2)他者設備の技術基準
- (3)通信の途絶防止対策
(4)現状を調査・分析する作業の手順化
(5)維持・運用

➡ 差分のある箇所
(伝送路設備に係る項目を除く。)
について規定項目を改正。

	令和4年		令和5年		
	11月	12月	1月	2月	3月
改正に係るスケジュール(想定)	■ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)				
	11/25(金) 諮問		1月中旬 1/20(金) (想定) 答申予定		
					
	パブコメ 11/26(土)~12/26(月)(31日間)		電気通信番号委員会		
	答申をいただいた後、 速やかに制定(年度内)				

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 松本 剛明

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) 第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。 「一 略」 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの 「イ、ニ 略」 ホ 事業用電気通信設備規則第三十二条第七号の二に規定する特定携帯電話用設備(第二十七条の四第二号並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「特定携帯電話用設備」という。) 「ハ 略」 「三 略」 (内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等) 第二十七条の二の二 「略」 2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。 「一 様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次のイ及びロのいずれにも該当するもの」 イ 前年度末における利用者の数が百万以上であること。 ロ 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。 二 電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるものの (事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備) 第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。 「一 略」 二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合(次に掲げる場合を除く。) 「イ 略」 ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備(二線式アナログ電話用設備を除く。)、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当するものでなかったものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合 「三 略」 (事業用電気通信設備の自己確認の届出)	(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) 第二十七条の二 「同上」 「一 同上」 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの 「イ、ニ 同上」 「新設」 ホ 「同上」 「三 同上」 (内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等) 第二十七条の二の二 「同上」 2 法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の「一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。 「一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。 (事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備) 第二十七条の四 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 「イ 同上」 ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備(二線式アナログ電話用設備を除く。)、携帯電話用設備又はPHS用設備に該当するものでなかったものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合 「三 同上」 (事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。 「一〇三 略」 四 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類 「イハ 略」 「五十一 略」 十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類 イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。） 「ロニ 略」 「十三・十四 略」 「2 略」	第二十七条の五 「同上」 「一〇三 同上」 四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類 「イハ 同上」 「五十一 同上」 十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類 イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。） 「ロニ 同上」 「十三・十四 同上」 「2 同上」
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第二条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 〔第一章 略〕 第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備 〔第一節 略〕 第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 〔第一款 第三款 略〕 第四款 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備(第三十五条の十六―第三十五条の二十三) 〔第五款 略〕 〔第三章 第六章 略〕 附則 (定義) 第三条 〔略〕 2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。 〔一 七 略〕 七の二 「特定携帯電話用設備」とは、事業用電気通信設備のうち、電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類又は内容を電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号により識別するための電気通信設備及びこれと一体として設置される電気通信設備(前号に規定するものを除く。)であつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。 〔八 略〕 九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。 〔十 十三 略〕 第八条の二 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備は、多数の移動端末設備が同時に電気通信設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 〔一・二 略〕	目次 〔第一章 同上〕 第二章 〔同上〕 〔第一節 同上〕 第五節 〔同上〕 〔第一款 第三款 同上〕 第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備(第三十五条の十六―第三十五条の二十三) 〔第五款 同上〕 〔第三章 第六章 同上〕 附則 (定義) 第三条 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一 七 同上〕 〔新設〕 〔八 同上〕 九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。 〔十 十三 同上〕 第八条の二 携帯電話用設備及びPHS用設備は、多数の移動端末設備が同時に電気通信設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 〔一・二 同上〕

2 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 〔一・二 略〕	2 携帯電話用設備及びPHS用設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。 〔一・二 同上〕
第四款 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備 (適用の範囲) 第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第三項及び第三十五条の二十三を除く。)は、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)について適用する。 (接続品質) 第三十五条の十九 [略]	第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備 (適用の範囲) 第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第三項及び第三十五条の二十三を除く。)は、携帯電話用設備及びPHS用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)について適用する。 (接続品質) 第三十五条の十九 [同上]
3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。 (適用の範囲) 第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。)について適用する。 (特定端末設備) 第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備(二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。 (携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備) 第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の六、第三十五条の三(第五号を除く。)、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備につ	3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と携帯電話用設備又はPHS用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。 (適用の範囲) 第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。)について適用する。 (特定端末設備) 第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備(二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。 (携帯電話用設備及びPHS用設備) 第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の六、第三十五条の三(第五号を除く。)、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備につ

及びP H S用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。 2 第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十五条の二十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。 3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。	いて準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。 2 第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十五条の二十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。 3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(通信品質の報告) 第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからヘまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	(通信品質の報告) 第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変 更 後			変 更 前		
[第1・第2 略]			[第1・第2 同左]		
第3 利用者設備識別番号に関する事項			第3 [同左]		
電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役割の種類の若しくは内容	電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役割の種類の若しくは内容
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件	電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	電気通信番号の使用に関する条件
[略]			[同左]		
データ伝送携帯電話番号	回200DEFGHIJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、DEFGHは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	略]	データ伝送携帯電話番号	回200DEFGHIJKLMN (ただし、英字は十進数字とし、DEFGHは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	略]
自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200DEFGHIJKLMNであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、同条第15号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、若しくは当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の14第1項の認定を受けていること又は音声伝送携帯電話番号の指定を受けていること。 [2 略]			自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200DEFGHIJKLMNであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの、同条第15号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の14第1項の認定を受けていること。 [2 同左]		
回200CDEFGHIJK (ただし、英字は十進数字(Cは0及び4を除く。)とし、C		第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200CDEFGHIJKであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通	回200CDEFGHIJK (ただし、英字は十進数字(Cは0及び4を除く。)とし、C		第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番号の構成が回200CDEFGHIJKであるものに限る。以下「0200番号」という。)を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通

D Eは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）（令和3年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。）		信を行うもの、同条第15号に規定するローカル5 Gの無線局による無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。）の免許若しくは予備免許を受け、 <u>若しくは当該基地局に係る電波法第27条の14第1項の認定を受けていること又は音声伝送携帯電話番号の指定を受けていること。</u> 〔2・3 略〕 〔第2 略〕	
音声伝送携帯電話番号	〔略〕	〔第1・第2 略〕 第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 <u>次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</u>	〔第1・第2 同左〕 第3 自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局（無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。）の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の14第1項の認定を受けていること。
（ただし、英字は十進数字（Cは0を除く。）とし、C D E Fは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）		〔同左〕	
〔新設〕		〔新設〕	

			<u>2</u> できること。 <u>2</u> 次に掲げる要件のいずれも満たすこと。 <u>(1)</u> 呼の制御機能を有する設備を設置し、 <u>1</u> <u>(2)</u> の規定を満たす場合にあっては、当該設備を連携事業者と直接接続すること。 <u>(2)</u> 電気通信回線設備に接続する利用者の端末設備等を識別するための設備を設置するとともにIMS Iの指定を受けること。 <u>3</u> 電気通信事業者が音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 <u>(1)</u> 当該設備が法第41条第1項の適用を受けるものであり、かつ、当該電気通信事業者が事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。 <u>(2)</u> 当該電気通信事業者が法第41条第4項による指定を受けることを前提として、当該設備が法第41条第5項に規定する技術基準に適合することについて自己確認を行っていること。 <u>4</u> [略] <u>5</u> [略]
[略]			
[注1～4 略] [第4・第5 略] [別表第1～別表第4 略]			

			[新設]
			<u>2</u> 音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、 <u>法第41条第1項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。</u> [新設]
[注1～4 同左] [第4・第5 同左] [別表第1～別表第4 同左]			
[同左]		<u>3</u> [同左] <u>4</u> [同左]	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。			
--	--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
電 氣 通 信 事 業 法 施 行 規 則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、同条第二項第一号に掲げる電氣通信役務を提供する電氣通信事業の用に供する電氣通信設備を適正に管理すべき電氣通信事業者を次のように告示する。	「一・二 略」	電 氣 通 信 事 業 法 施 行 規 則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電氣通信事業の用に供する電氣通信設備を適正に管理すべき電氣通信事業者を次のように告示する。	「一・二 同上」
三 G M O インターネットグループ株式会社		三 G M O インターネット株式会社	
「四 略」		「四 同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(警察機関等の端末設備に送信する情報) 第四条 「略」 2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四、第四十五条第五項、第四十五条の八第七項及び第五十四条第二項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項、第五十三条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 「一・二 略」 三 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備 「イ・ロ 略」 3 前項第二号ロの住所コードは、JIS規格で定める都道府県及び市区町村ごとの数字のコード並びに公益財団法人国土地理協会(昭和二十六年四月二十八日に財団法人国土地理協会という名称で設立された法人をいう。)及び地方公共団体情報システム機構(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。)で付与された大字・通称及び丁目ごとの英数字のコードとする。 「4 略」	(警察機関等の端末設備に送信する情報) 第四条 「同上」 2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四及び第四十五条の八第七項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。 「一・二 同上」 三 携帯電話用設備及びPHS用設備 「イ・ロ 同上」 3 前項第二号ロの住所コードは、JIS規格で定める都道府県及び市区町村ごとの数字のコード並びに財団法人国土地理協会(昭和二十六年四月二十八日に財団法人国土地理協会という名称で設立された法人をいう。)及び財団法人地方自治情報センター(昭和四十五年五月一日に財団法人地方自治情報センターという名称で設立された法人をいう。)で付与された大字・通称及び丁目ごとの英数字のコードとする。 「4 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 発									
【第1～第5 略】									
別表第1 設備等基準									
項目	対策	実施指針					一 ネ ー ツ ク	ユ ザ ー ツ ク	一 ネ ー ツ ク
		電 信 回 線 通 信 機 器 用 ツ ク	特 定 回 線 設 置 用 ツ ク	そ の 他 電 信 通 信 機 器 用 ツ ク	自 情 報 通 信 機 器 用 ツ ク	自 情 報 通 信 機 器 用 ツ ク			
第1. 設備基準									
1. 一般基準									
【(1)～(8) 略】									
(9) ソ フ ト ウ ェ ア の 信 頼 性 向 上 対 策	【ア～キ 略】	◎	◎	◎	◎*	◎*			
【ケ 略】									
	交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、復元できるよう複数世代のものを保管すること。	◎	◎	—	—	—			
	交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、ソフトウェア不具合等により電気通信業務の提供が停止することがないよう、当該ソフトウェアの導入・更新時は十分な検証を行い、その信頼性を確保すること。	◎	◎	—	—	—			
【(10) 略】									

各 出 発									
【第1～第5 同左】									
別表第1 設備等基準									
項目	対策	実施指針					一 ネ ー ツ ク	ユ ザ ー ツ ク	一 ネ ー ツ ク
		電 信 回 線 通 信 機 器 用 ツ ク	特 定 回 線 設 置 用 ツ ク	そ の 他 電 信 通 信 機 器 用 ツ ク	自 情 報 通 信 機 器 用 ツ ク	自 情 報 通 信 機 器 用 ツ ク			
第1. 設備基準									
1. 一般基準									
【(1)～(8) 同左】									
(9) ソ フ ト ウ ェ ア の 信 頼 性 向 上 対 策	【ア～キ 同左】	◎	◎	◎	◎*	◎*			
【ケ 同左】									
	交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、復元できるよう複数世代のものを保管すること。	◎	◎	—	—	—			
	交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、ソフトウェア不具合等により電気通信業務の提供が停止することがないよう、当該ソフトウェアの導入・更新時は十分な検証を行い、その信頼性を確保すること。	◎	◎	—	—	—			
【(10) 略】									

	(11) 通信の途絶防止対策	◎*	◎*	—	◎*	—
【(12)～(15) 略】						
【2. ～4. 略】						
【第2. 略】						
【注1～3 略】						
別表第2 管理基準						
項目	対策	実施指針				
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
		【第1. ・第2. 略】				
		第3. 方法				
		1. 平常時の取組				
(1) 基本的取組	【ア 略】 情報通信ネットワークの現状を調査・分析する作業の手順化を行うこと。	◎	◎	◎*	◎*	◎
	【ウ 略】					
【(2) 略】						
(3) 設計	【ア～チ 略】 ツ 電気通信事業者が当該電気通信事業者以外の方が提供する設備を利用して電気通信業務を提供する際には、当該設	◎	◎	—	—	—

	(11) 通信の途絶防止対策	◎*	—	—	◎*	—
[(12)～(15) 同左]						
[2. ～4. 同左]						
[第2. 同左]						
[注1～3 同左]						
別表第2 管理基準						
項目	対策	実施指針				
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
		[第1.・第2. 同左]				
		第3. 方法				
		1. 平常時の取組				
(1) 基本的取組	[ア 同左]	◎	◎*	◎*	◎*	◎
	イ 情報を通信ネットワークの現状を調査・分析する作業の手順化を行うこと。					
[ウ 同左]						
[(2) 同左]						
(3) 設計	[ア～チ 同左]	◎	—	—	—	—

	自らが、電気通信設備として必要とされる技術基準を満たしていることを確認すること。				
〔(4) 略〕					
(5) 維持・運用	〔ア～カ 略〕	◎	◎*	◎	◎
	キ 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検を実施すること。				
〔ク～セ 略〕					
〔(6) 略〕					
(7) ソフトウェアの信頼性確保	〔ア～オ 略〕	◎	◎*	○	○
	カ 使用しているソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標を策定すること。				
	キ 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約書等において、サービスの提供の継続に重要と考えられる有効期限等の情報を確認できることを明示すること。	◎	◎	—	—
	ク ソフトウェアに有効期限が設定されている場合は、電気通信事業者が自ら又は機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約等を通じて、確実に管理すること。	◎	◎	—	—
〔(8)～(11) 略〕					
(12) 現状の調査・分析・改善	〔ア～イ 略〕	◎	◎*	◎*	◎
	ウ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析作業の手順化を行うこと。				
〔エ・オ 略〕					

	自らが、電気通信設備として必要とされる技術基準を満たしていることを確認すること。				
〔(4) 同左〕					
(5) 維持・運用	〔ア～カ 同左〕	◎	◎*	◎	◎
	キ 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検を実施すること。				
〔ク～セ 同左〕					
〔(6) 同左〕					
(7) ソフトウェアの信頼性確保	〔ア～オ 同左〕	◎	◎*	○	○
	カ 使用しているソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標を策定すること。				
	キ 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約書等において、サービスの提供の継続に重要と考えられる有効期限等の情報を確認できることを明示すること。	◎	◎	—	—
	ク ソフトウェアに有効期限が設定されている場合は、電気通信事業者が自ら又は機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約等を通じて、確実に管理すること。	◎	◎	—	—
〔(8)～(11) 同左〕					
(12) 現状の調査・分析・改善	〔ア～イ 同左〕	◎	◎*	◎*	◎
	ウ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析作業の手順化を行うこと。				
〔エ・オ 同左〕					

	〔(13) 略〕		〔(13) 同左〕
	〔2. 略〕		〔2. 同左〕
	3. <u>事故収束後の取組</u>		3. <u>事故収束後</u>
	〔略〕		〔同左〕
〔注 略〕		〔注 同左〕	
別表第3 情報セキュリティポリシー策定のための指針		別表第3 情報セキュリティポリシー策定のための指針	
〔1～4 略〕		〔1～4 同左〕	
5 情報セキュリティポリシーの構成例		5 情報セキュリティポリシーの構成例	
〔略〕		〔同左〕	
〔1 略〕		〔1 同左〕	
2 方針		2 方針	
〔(1) 略〕		〔(1) 同左〕	
(2) 情報資産に関する方針		(2) 情報資産に関する方針	
〔ア 略〕		〔ア 同左〕	
イ 情報システム		イ 情報システム	
〔略〕		〔同左〕	
〔(7)～(9) 略〕		〔(7)～(9) 同左〕	
(9) コンピュータ <u>ウイルス</u>		(9) コンピュータ <u>ウイルス</u>	
業務で使用する機器がコンピュータウイルスに感染した場合、多大な被害が発生する可能性があるため、感染の予防及び防止が重要である。そこで、コンピュータウイルスについても管理体制を確立し、予防及び防止並びに感染時の対策を明確化する。また、コンピュータウイルス等による情報漏えいの防止対策も明確化する。		業務で使用する機器がコンピュータウイルスに感染した場合、多大な被害が発生する可能性があるため、感染の予防及び防止が重要である。そこで、コンピュータウイルスについても管理体制を確立し、予防及び防止並びに感染時の対策を明確化する。また、コンピュータウイルス等による情報漏えいの防止対策も明確化する。	
また、コンピュータウイルスによる情報漏えいが懸念されるため、情報漏えいを発生させる懸念のあるソフトウェアの導入を防止する等の予防措置を明確化するとともに、コンピュータウイルスに感染した場合の情報漏えいの防止対策を明確化する。		また、コンピュータウイルスによる情報漏えいが懸念されるため、情報漏えいを発生させる懸念のあるソフトウェアの導入を防止する等の予防措置を明確化するとともに、コンピュータウイルスに感染した場合の情報漏えいの防止対策を明確化する。	
〔ウ 略〕		〔ウ 同左〕	
別表第4 危機管理計画策定のための指針		別表第4 危機管理計画策定のための指針	
〔1 略〕		〔1 同左〕	
2 サイバーテロの定義等		2 〔同左〕	
〔(1)～(3) 略〕		〔(1)～(3) 同左〕	
(4) 主な攻撃方法		(4) 主な攻撃方法	
〔略〕		〔同左〕	
〔ア・イ 略〕		〔ア・イ 同左〕	
ウ 分散協調型サービス拒否（以下「DDoS」という。）攻撃		ウ 分散協調型サービス拒否（以下「DDoS」という。）攻撃	

複数の場所からサーバの処理能力を超える大量のデータを送り付けるなどの方法によりサーバを停止させるもの 【エ・オ 略】	
3 危機管理計画の策定 【略】	
(1) 対象 ア 攻撃 【略】	
【(7)～(9) 略】	
(エ) IPネットワーク サーバ等への攻撃、モバイルインターネットアクセスへの攻撃、コンピュータウイルス	
【(4) 略】	
【イ 略】	
(2) 予防 【略】	
【ア 略】	
イ ソフトウェア上の対策	
(7) インターネットに接続する場合は、サーバ等におけるセキュリティホール対策を講ずる。	
【(4) 略】	
ウ 監視、管理等	
(7) インターネットに接続する場合は、不正アクセス等に関するネットワーク監視機能並びにサーバ及びネットワーク機器の監視機能を設け、異常が発見された場合は自動的に管理者に通知されるよう措置する。	
また、ネットワーク上のパケット並びにサーバ及びネットワーク機器の動作に関するログの適切な記録及び保存を行う。	
【(4) 略】	
【エ〜ク 略】	
ク サーバ等への攻撃が発生した際の迅速な情報共有方法の確立	
(3) 発生時の復旧対応	
ア 復旧対応としては、必要に応じて次の項目を規定するとともに、既存の障害復旧マニュアル等を活用することも規定する。	
(7) サーバ等への攻撃からの復旧対応	
A DDOS攻撃により通信不能となった場合、攻撃側サーバの速やかな停止を依頼する。	

複数の場所からサーバの処理能力を超える大量のデータを送り付けるなどの方法によりサーバを停止させるもの 【エ・オ 同左】	
3 危機管理計画の策定 【同左】	
(1) 対象 ア 攻撃 【同左】	
【(7)～(9) 同左】	
(エ) IPネットワーク サーバ等への攻撃、モバイルインターネットアクセスへの攻撃、コンピュータウイルス	
【(4) 同左】	
【イ 同左】	
(2) 予防 【同左】	
【ア 同左】	
イ ソフトウェア上の対策	
(7) インターネットに接続する場合は、サーバ等におけるセキュリティホール対策を講ずる。	
【(4) 同左】	
ウ 監視、管理等	
(7) インターネットに接続する場合は、不正アクセス等に関するネットワーク監視機能並びにサーバ及びネットワーク機器の監視機能を設け、異常が発見された場合は自動的に管理者に通知されるよう措置する。	
また、ネットワーク上のパケット並びにサーバ及びネットワーク機器の動作に関するログの適切な記録及び保存を行う。	
【(4) 同左】	
【エ〜ク 同左】	
ク サーバ等への攻撃が発生した際の迅速な情報共有方法の確立	
(3) 発生時の復旧対応	
ア 復旧対応としては、必要に応じて次の項目を規定するとともに、既存の障害復旧マニュアル等を活用することも規定する。	
(7) サーバ等への攻撃からの復旧対応	
A DDOS攻撃により通信不能となった場合、攻撃側サーバの速やかな停止を依頼する。	

B <u>サーバ</u>のルート権限を奪われる等により不正な処理を開始した場合、<u>サーバ</u>を停止する又はネットワークから切断し再起動する。 C <u>サーバ</u>が何らかの原因により不正な処理を開始した場合、ルート権限で不正な処理のプロセスを排除する。 D <u>サーバ</u>への侵入の痕跡を発見した場合、<u>サーバ</u>をネットワークから隔離する。 E <u>サーバ</u>等が通信不能となった場合、通信不能箇所を特定し再起動などの処置を行う。 〔(4) 略〕 〔イ・ウ 略〕 〔(4)・(5) 略〕	B <u>サーバ</u>のルート権限を奪われる等により不正な処理を開始した場合、<u>サーバ</u>を停止する又はネットワークから切断し再起動する。 C <u>サーバ</u>が何らかの原因により不正な処理を開始した場合、ルート権限で不正な処理のプロセスを排除する。 D <u>サーバ</u>への侵入の痕跡を発見した場合、<u>サーバ</u>をネットワークから隔離する。 E <u>サーバ</u>等が通信不能となった場合、通信不能箇所を特定し再起動などの処置を行う。 〔(4) 同左〕 〔イ・ウ 同左〕 〔(4)・(5) 同左〕
備考 表中の「 」の記号は出題をあらわす。	